



プラマーク! 付いてなければ燃えるごみ!!

農業、漁業、営業、不動産等の「収支内訳書」の作成はご自分で!

農業等の所得がある方は、確定申告、市・県民税申告相談会(2月中旬～3月中旬)で、収支内訳書の作成が必要ですが、市や佐渡税務署で収支内訳書を代理で作成することはありません。

また、減価償却費を計算し、一覧表をお渡しすることもありません。

昨年申告した際の収支内訳書の控やJAの申告支援システムなどを参考に、ご自分で収支内訳書を作成してください。

ご自分での減価償却費計算が困難な方は、JA佐渡やJA羽茂で、減価償却費計算サービス(有料)を行なっています。

⑦ 11月30日(木)

⑧ JA佐渡営農事業部

営農企画課 ☎63-3101

JA羽茂営農課

☎88-3133

⑨ 総務部税務課 市民税係

☎63-5110

事業主の皆さまへ

給与所得者の個人住民税は「特別徴収(給与天引き)」が法律等で義務付けられています

個人住民税は、所得税の源泉徴収と同様に、事業者が毎月、従業員に支払う給与から天引きし、住民税の納税義務者である従業員に代わって、従業員の住所地の市町村へ納入することが、地方税法および市の条例で義務付けられています。

従業員が一人だけや家族だけであつても、給与天引きをしなければなりません。

所得税のように事業者が税額を計算したり、記帳したりする必要はなく、また、従業員の方が納税のために窓口に向く手間を省くことへもつながります。

詳しくは、お問い合わせください。

☎63-5110

⑩ 総務部税務課 市民税係

税について ちょっと考えてみよう!

「税を考える週間」

11月11日(土)～17日(金)

国税庁のホームページで「くらしを支える税」について、紹介しています。

⑪ 佐渡税務署 総務課 ☎74-3276

年末調整説明会

法人および個人事業者の方で従業員を雇用している方(源泉徴収義務者)を対象に、年末調整説明会を開催します。

対象地区	開催日時		会場
佐和田	11月16日(木)	午前10時～正午	アミューズメント 佐渡 小ホール (中原234番地1)
小木・羽茂・赤泊		午後2時～4時	
両津・真野	11月17日(金)	午前10時～正午	
金井・相川・新穂・畑野		午後2時～4時	

⑫ 佐渡税務署 法人課税部門

☎74-3276(代表)

確定申告に向けた決算説明会

一般的な決算の仕方や確定申告に当たつての留意事項を説明します。

説明会区分	対象所得	開催日時	会場
青色決算	農業	12月19日(火) 午前10時～正午	アミューズメント 佐渡 2階 文化情報センター (中原234番地1)
白色決算	農業	12月19日(火) 午後2時～4時	
青色決算	事業・不動産	12月20日(水) 午前10時～正午	
白色決算	事業・不動産	12月20日(水) 午後2時～4時	

⑬ 佐渡税務署 個人課税部門

☎74-3276(代表)